

平成17年大洲市議会第7回臨時会会議録 第1号

平成17年11月28日（月曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
 2 番 上 田 栄 一
 3 番 安 川 哲 生
 4 番 福 積 章 男
 5 番 山 本 光 明
 6 番 西 村 豊
 7 番 武 田 雅 司
 8 番 中 野 寛 之
 9 番 二 宮 淳
 10 番 梅 木 良 照
 11 番 梶 田 和 美
 12 番 村 上 常 雄
 13 番 水 本 保
 14 番 岩 田 忠 義
 15 番 宮 本 増 憲
 16 番 叶 岡 廣 志
 17 番 後 藤 武 薫
 18 番 有 友 正 本
 19 番 古 野 青 弘
 20 番 矢 間 一 義
 21 番 向 井 敏 憲
 22 番 岡 孝 志
 23 番 吉 岡 猛
 24 番 清 水 久二博
 25 番 田 中 堅太郎
 26 番 山 下 勝 利
 27 番 中 野 茂 明
 28 番 吉 岡 昇 平
 29 番 大 野 新 策
 30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

な し

出席理事者

市 長 大 森 隆 雄
 助 役 首 藤 馨
 収 入 役 田 上 隼 藏
 総 務 部
 部 長 小 泉 勝 明
 副部長兼危機管理室長 白 石 隆 壽
 副部長兼総務課長 佐 伯 幸 一
 人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
 総 務 課 長 補 佐 篠 原 雅 人
 総務課行政係長 往 田 秀 樹
 企画財政部
 部 長 小 島 健 市
 財 政 課 長 松 田 眞
 財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁
 市民福祉部
 部 長 上 村 孝 廣
 副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭
 建設農林部
 部 長 三 保 禮 三
 副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
 副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
 副部長兼水道課長 口 井 睦 雄
 長 浜 支 所
 支 所 長 上 川 慶 信
 肱 川 支 所
 支 所 長 櫻 田 和 明
 河 辺 支 所
 支 所 長 河 本 治
 農業委員会
 事 務 局 長 蔵 田 伸 一
 教育委員会
 委 員 長 岩 田 徳 幸
 教 育 長 叶 本 正
 教 育 部 長 尾 崎 公 男

公 営 企 業

病院事務課長 垣 内 哲

監 査

委 員 藤 川 卓 見

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席事務局職員

事務局 長 西 山 隆 夫

次 長 新 野 武 男

事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男

調査第2係長 新 実 雄

議事係長 谷 野 秀 明

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程

平成17年11月28日 午前11時 開 会

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3

第115号議案 平成17年度大洲市一般会計
補正予算（第5号）

第116号議案 平成17年度大洲市国民健康
保険特別会計補正予算（第
2号）

第117号議案 平成17年度大洲市国民健康
保険診療所特別会計補正予
算（第2号）

第118号議案 平成17年度大洲市介護保険
特別会計補正予算（第2
号）

第119号議案 平成17年度大洲市介護サー
ビス事業特別会計補正予算
（第2号）

第120号議案 平成17年度大洲市簡易水道
事業特別会計補正予算（第
3号）

第121号議案 平成17年度大洲市港湾施設
事業特別会計補正予算（第
2号）

第122号議案 平成17年度大洲市農業集落
排水事業特別会計補正予算
（第2号）

第123号議案 平成17年度大洲市公共下水
道事業特別会計補正予算
（第2号）

第124号議案 平成17年度大洲市水道事業
会計補正予算（第3号）

第125号議案 平成17年度大洲市工業用水
道事業会計補正予算（第1
号）

第126号議案 平成17年度大洲市病院事業
会計補正予算（第3号）

第127号議案 大洲市報酬及び費用弁償等
支給条例の一部改正につい
て

第128号議案 大洲市特別職の職員の給与
その他の給付に関する条例
の一部改正について

第129号議案 大洲市教育長の給与、旅費
及び勤務時間その他の勤務
条件に関する条例の一部改
正について

第130号議案 大洲市職員の給与に関する
条例の一部改正について
（提案理由説明、質疑、討論、表決）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第115号議案～第130号議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前11時00分 開 会

○清水久二博議長 ただいまから平成17年大洲市議会第7回臨時会を開会いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 市長より議会招集のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成17年第7回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。心より厚く御礼を申し上げます。

本議会におきましては、さきの人事院勧告等に伴いまして、一般会計外各会計補正予算案を初め大洲市職員の給与に関する条例の一部改正、その他の条例議案について御提案申し上げているところであります。それぞれの議案内容につきましては、後ほど順次提案理由の中で御説明申し上げたいと存じます。何とぞよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、今臨時議会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 市長より第115号議案から第130号議案までの議案16件の提出がありましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番安川哲生議員、4番福積章男議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日1日としたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第3、第115号議案から第130号議案までの議案16件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、本日の臨時会に提案いたしております第115号議案から第130号議案までの16件につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、本年の人事院勧告に伴います職員等の給与改定に関する第127号から第130号までの条例改正議案4件につきまして御説明を申し上げます。

第130号議案大洲市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、御案内のように厳しい経済雇用環境が引き続き公務員給与制度に対する国民の関心が高まる中、本年8月の人事院勧告により国家公務員につきましては基本給の引き下げ、扶養手当の引き下げ及び期末勤勉手当の引き上げ等の改正が実施されることとなりましたので、本市におきましてもそれらと同様の措置を講じようとするものでございます。

その内容につきましては、1点目が官民給与の格差を解消するため、行政職及び医療職給料

表等を国のマイナス0.36%の改定に準じて引き下げようとするものであります。

2点目は、諸手当の改正でありまして、基本給と同様の理由により配偶者に係る扶養手当の支給月額を1万3,500円から1万3,000円に500円引き下げ、また医師、歯科医師についての初任給調整手当の限度額30万7,900円を30万6,900円に、医学、歯学に関する専門的知識を必要とする職についての当限度額5万200円を5万円にそれぞれ引き下げることといたしました。

一方、期末勤勉手当につきましては支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を4.45月分にしようとするものであります。あわせまして、この引き上げ分に関しましては、本年度は12月期の勤勉手当を引き上げ、平成18年度以降におきましては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう、現行の0.7月分に0.025月分ずつ配分することといたしております。

なお、官民給与は4月時点で比較し、均衡を図ることとなっておりますので、本年4月から11月まで間の官民格差相当分につきましては、12月期の期末手当の額において調整しようとするものであります。

以上が改正の概要であります。本条例のうち先ほど申し上げました勤勉手当の配分に係る改正部分につきましては平成18年4月1日から施行し、それ以外の改正につきましては本年12月1日から施行しようとするものでございます。これにより職員の平成17年度における平均年収は2,800円程度の減収となる見込みであります。依然として低迷する社会経済情勢を反映した措置ではありますが、職員に対しましては改めて全体の奉仕者たる使命を再確認するとともに、市民感覚をもって行政サービスの向上に努め、市民の公務に寄せる期待と要請にこたえていくよう求めてまいり所存でございます。

次に、第127号、第128号及び第129号の各議案につきましては、三役、教育長及び議員さん

等の期末手当の改定でございまして、これまで一般職の期末勤勉手当の改定に合わせ、同様の措置を講じてまいっておりますので、今回も同様にしようとするものであります。具体的には一般職の勤勉手当の引き上げに準じ、12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げようとする内容であります。

以上が改正の概要でございまして、これらの条例は本年12月1日から施行しようとするものでございます。

次に、第115号から第126号までの一般会計外特別会計、企業会計補正予算に関する各議案について御説明を申し上げます。

これらの補正予算は、さきに御説明申し上げました人事院勧告に伴う職員等の給与費の調整とあわせまして、職員の育児休業取得や途中退職に伴う給与費の調整を行うとともに、アスベスト対策関連の経費を追加計上しようとするものであります。

最近になってアスベスト関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺住民の間で中皮腫や肺がんなどアスベストが原因と見られる疾病死が発生していることが報告され、全国的に健康不安が高まっております。このような状況を踏まえまして、本市では公の施設の一斉点検を行い、アスベストが含まれている疑いのあるものについて検査機関にサンプルを送付し、分析を依頼しているところであります。その検査結果が順次判明してきておりますが、一部にアスベストを含む建材が使用されていることが判明いたしました施設で、市営住宅及び学校3校の校舎につきまして今回早急に対応しようとするものであり、アスベスト除去工事及び囲い込み工事など必要な措置を講じるため所要の予算を計上することといたしました。今後とも検査結果が判明し次第、それぞれ適切に対処してまいりたいと考えております。

以上、議案の概要を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、適切な御議決を賜りま

すようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水久二博議長 これより議案に対する質疑を行います。

この際申し上げます。

各議員の今後の発言時間は申し合わせのとおり1人当たり15分以内と制限いたします。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、中野寛之議員の発言を許します。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 無所属の中野寛之です。

2点質問をさせていただきたいと思います。

まず、第127号議案から第130号議案条例の一部改正について、2点お尋ねをしたいと思います。

まず1点が、今回のこの条例の改正によりまして議会議長そして副議長、また議員、そして市三役及び教育長、それぞれの手当増額の金額がそれぞれ幾らになるのか、この点に関して御報告をお願いしたいと思います。

次に、2点目が、この今回の条例の一部改正によりまして一般職員は年額ベースで給料額及び扶養手当等が減額になりますが、市の三役及び教育長、そして議員は今回のこれによりまして手当増額、合計78万2,329円の増額となっておりますが、これはなぜなのか御報告をお願いしたいと思います。

最後に、アスベスト対策関係費についてお尋ねをいたします。

今回アスベスト対策の関係費といたしまして市営住宅以下4カ所のアスベスト撤去工事といたしまして3,451万3,000円計上いたされておりますが、そのほかの市管理施設におきますアスベスト調査の現状についてどのようになっているのか、御報告をお願いしたいと思います。

以上をもちまして質疑を終わらせていただきます。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 ただいま中野議員さんの御質問中2点あったわけですが、増額になる金額の状況、それから理事者分、それから議会分は増額があるが一般職は減額になるのはなぜかという御質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の支給増額分でございますが、0.05月分の増となるわけでございますが、市長が5万4,165円でございます。助役が4万2,032円、収入役が3万6,800円でございます。教育長が3万5,132円でございます。議長が2万7,082円、副議長が2万2,022円、議員が2万182円、これの28人分でございます。合計いたしまして78万2,329円になるわけでございます。

2点目の増額の理由でございますが、特別職の期末手当につきましては、これまで人事院勧告に伴う一般職の給与改定に際しまして一般職に期末手当等の改正があれば同様に改正を行ってまいりました。これは、人事院勧告におきまして国の各省庁の事務次官や審議官、局長等のいわゆる指定職の職員でございますが、これの期末手当の改定があった場合には、市の特別職につきましてもこれに準じた改定を行うよう国・県より別途要請があったわけでございます。

今回の人事院勧告でも一般職と同様に指定職職員の期末手当の支給月数が改定されることになっておるわけでございます。今回はこのような要請は特にはなかったわけでございます。これまで一般職の改定とあわせてきたこと、また現時点におきましては、四国中央市とか今治市、東温市、松山市、八幡浜市など県内の各市におきましても同様の引き上げがなされておる

ことになっておるわけでございます。そのようなことから、本市特別職の期末手当につきましても、一般職と同様にその支給月数を0.05月分引き上げることにしたものでございます。

皆様御承知のように、三役、教育長、今年4月より給与の10%カット、また各議員さん方にもお願いをいたしまして10月から報酬をそれぞれ5%、3%カットの実施をお願いをしてきておるところでございます。引き続き、平成20年3月まで御協力をお願いをしておるところでございます。そのような中ではありますが、今回の引き上げの措置は他市との均衡を図り、また歩調を合わせていくという上からもやむを得ないものと考えて実施しておるわけでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げまして、お答えといたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からはアスベスト対策の現状についてお答えをいたしたいと存じます。

去る9月議会でもこのアスベスト対策につきましては御説明をしたところでございますけれども、先ほど提案理由で市長さんが申されましたように、この問題が発生しましてから私どもの公共施設の中にどの程度あるのかということで、建築住宅課の方で各セクションから言われてきました材料をもとにいたしまして、188施設を、目視も含めて調査をさせました。その中で、どうもやっぱりこれは調べた方がいいんじゃないかという内容でありましたものが、26施設のうち28検体ということで、専門機関の方へ今お願いをしているところでございます。

7月ごろから入っておりましたので早く判明するだろうと思っておったのでございますが、御存じのようなことで全国一円で機関が小さい、少ないということもございまして、28検体のうち25検体は検査の結果が返ってきておりま

すが、まだ3検体残っているという状況でございます。その中で、先ほども御説明しましたように特に急いでやらなくてはいけないだろうと思われまうものが、今の25検体のうちアスベスト製品が入るとるなというのがわかりましたのが6検体あるのですが、先ほど言いましたように学校関係の3体と、それから市営住宅の1点は、どうしてもやはり大勢の方が出入りをされたり、子供さんあるいは一般の市民の皆さんが住んでおられる施設でございますので、これは急いで対策をさせてもらいたいということで今回お願いしているようなことでございます。

残りしました学校施設につきましては情報公開の関係で、公開をしたのでございますが、残ったものにつきましては全検体がなかなか返ってきませんものですから、まとめて公表したいと考えておりますので、御理解を願ったと思います。

今言ったようなことで、それぞれ学校の方につきましてはもう教育委員会の方で進めていただいておりますし、市営住宅につきましては御起立いただきましたらできるだけ早く囲い込み工事という工法で一日でも早く安心して生活していただけるように対応してまいりたい、このように考えているところでございますので、どうぞよろしく御協力をお願いしたらと、このように思うわけでございます。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、大野新策議員の発言を許します。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 日本共産党の大野新策であります。

まず、今議会に提案をされとります人事院の勧告に基づいて職員の給与改定に関して質問をしたいと思います。

市長も先ほど官民格差をなくす、そういうこ

とで人勧の答申が出されたという説明もありましたが、給与総額で、全体で147万9,000円の職員の給与が減収になるというふうに提案をされております。公務員の賃金の引き下げというのは職員本人はもとよりでありますけれども、大洲市全体の経済にかかわる大きな問題が出てくると考えております。今、大洲市の経済が下の方で低迷をしていると言われる中でますます地域の経済を冷え込ますんではないかというふうに心配をするものであります。これが実施されれば大洲市経済にどのような波及がでると考えておられるのか、試算されておられるのか、伺いたいと思います。

2点目は、現在ラスパイレス指数ががどのようになっているのか、これまで市長は県に合わせるように努力するという答弁をしてこられました。現状がどうなっているのか、改めて伺いたいと思います。

大きな2点目は、アスベスト対策についてであります。教育委員会に伺いたいと思います。

まず、南中、櫛生小学校、大和小学校、学校施設3校でアスベストが使用されていたということが報告をされています。南中の建設年度が昭和45年、櫛生小が48年、大和小が47年ということであります。経過年数を見ますと、南中が35年、櫛生小が32年、大和小学校が33年、それぞれこのようになっております。また、アスベストが使われていたところは、南中は給食室、更衣室の天井に使用されていたと。櫛生、大和の小学校はそれぞれ玄関の天井に使用されていた。子供たちが毎日校門に入って職員室に入るのには、この玄関を通るわけであります。

さらに、中学校では給食、食事の配膳をしていく、そういうふうなところの天井に使われていたと。また、更衣室は着がえるところ、そういう部屋であります。子供たちがこういうアスベストが使われていた部屋の中で生活をしてきたと。小学校、中学校それぞれ違いますから6年間また3年間という期間ではありますけれども、

卒業していった学生の皆さんはこのアスベストの被害とまでは言いませんけれども、受けていたというふうに思うわけであります。

今大きな社会問題になっております中皮腫など健康被害が出ていないのかという心配をするわけであります。潜伏期間は30年から35年と言われておりますけれども、その対応は、今度は医療の関係でありますけれども、市に聞いてみますと保健所が対応をしておると、相談があれば総合病院を紹介をすると、こういう対応がされているということでもあります。

私はぜひ、大洲病院は現在患者などの把握はしておらないということでもありますけれども、これからのそれぞれの学校での経過年数を見るならば私は今後の動向が大変心配をしているところでもあります。

そこで伺いますが、教育委員会はこのアスベスト対策、いつから改修を進めて、いつ完成をさせるのか、その対策について伺っておきたいと思います。さらに、大洲病院当局に対しましては、市民からそういう心配の相談があれば十分対応できるような相談窓口を設置する考えはないのかどうか、今後の対応についても伺いたいと思います。

いずれにいたしましても、小学校、中学校のアスベストの対策、一日も早く行って、子供たちが安心して教育を受けられる環境づくりのために、教育長を初めとして教育委員会関係者の皆さんの努力をお願いをして質問にかえたいと思います。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 大野議員さん御質問中の公務員の給与引き下げ、これは大洲市の経済に波及効果はどんなに試算しとるかということと、ラスパイの状況はどのようになってくるかというふうなことににつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

御案内のように人事院勧告につきましては、公務員の労働基本権制約の代償の措置といたしまして適正な給与を確保する機能を有しておるものでございます。人事院では毎年給与制度の研究を行われまして、その時々を経済、雇用情勢等を反映して決定される民間給与との比較及び生計費を考慮いたしまして民間準拠の形で勧告が出されるわけでございます。そのような勧告に基づきまして、まず国家公務員の給与が決定されております。一方、地方公務員につきましては、地方公務員法の第24条におきまして職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従事者の給与、その他の事情を考慮して定められなければならないというふうに規定されておるわけでございます。均衡の原則といいますか、そのようなことで人事院や人事委員会といった独自の調査研究機関を持たない市町村レベルにおきましては、実際の運用といたしまして国家公務員の給与改定に準じまして、それが実現されとるというふうに考えておるところでございます。

このことから、市職員の給与を決定する上では人事院勧告に準じることが最も合理的であるというふうに考えておるところでございます。給与は職員の最も重要な勤務条件でありますので、職員の士気を確保していく上におきましては、できますれば引き下げは行わない方がよいのではないかとこのように考えておるところでございます。

当市におきます民間企業の経営環境、これらを考慮いたしますと、この程度の引き下げにつきましては社会的な理解を得られるべく認識をいたしまして受忍すべきものと考えておるわけでございます。

先ほど大野議員さん言われました波及効果につきましては計算はしておりませんが、精神的には非常にめいるようなことがないように、これからもあらゆる職場の改善を図りながら、この非常に厳しい現況を乗り越えていきたいとい

うふうに考えておるところでございます。

また、ラスパイ指数はどうかという御質問でございますが、平成16年度のラスパイ指数につきましては県下で12番目でございます。町村がまだ合併していない段階でもございますが、このときに西予市は合併されておまして、西予市のラスパイが89.1、大洲市のラスパイが92.7で、県下自治体の中での12番目というのが現状でございます。非常に職員には厳しい中で努力をしていただいておりますことを感謝しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からはアスベスト問題の学校の健康対策について、お答えをいたします。

対象となっておりますそれぞれの学校につきましては、アスベストの飛散状況を調査をいたしております。その結果、南中におきましては大気中の石綿の飛散繊維数が基準値の空気1リットル中10本以下のところ0.5本程度でございます。また、大和小学校、櫛生小学校につきましても、0.2本程度という基準値以下でございましたので、健康につきましては問題ないものというように考えております。

なお、今後実施いたします工事につきましてもアスベストの飛散のないよう見守っていきたいというように考えておりますし、また工事が終了いたしましたら飛散状況の調査を再度実施をしたいというように考えております。また、現在のところ健康被害の報告は受けておりませんので、問題ないものというように考えておりますが、今後につきましてもなお注意して見守っていききたいというように考えております。

また、工事の期間についてでございますが、南中学校につきましては12月22日から2月7日に実施をしたいというように予定を立てており

ます。また、長浜の大和小学校、櫛生小学校につきましては12月に入りましてから約3週間程度をかけて工事を実施したいと。それぞれのところ冬休みが入ってきますので、その冬休みを利用して工事を実施したいというように考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○垣内哲病院事務課長 議長

○清水久二博議長 垣内大洲病院事務課長

〔垣内哲病院事務課長 登壇〕

○垣内哲病院事務課長 お尋ねの中皮腫患者様の窓口相談設置につきまして、答弁させていただきます。

中皮と申しますのは、胸部の肺あるいは心臓などの臓器や胃腸、肝臓などの腹部臓器はそれぞれ腹膜、胸膜、心膜などという膜に包まれています。これらの膜の表面を覆っているのが中皮でございまして、この中皮から発生した腫瘍を中皮腫と呼んでおります。その中皮腫かどうかの診断につきましては、現在のところ全身麻酔で組織を取り出しまして呼吸器系の専門医が診断をする必要がございます。当院におきましては、疑いのある患者様には紹介状を書きまして呼吸器系の専門医がおられる病院へ行っていただいておりますのが現状でございます。

そのことから当院といたしましては、通常の診療行為の中で御相談に応じてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○清水久二博議長 以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

発言の通告がありますので、これを許します。

まず、大野新策議員の発言を許します。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 日本共産党の大野新策であります。

今議会に提案をされております各小・中学校のアスベスト対策事業費、これは時期を得たものでありますし、私は賛成をするものであります。一日も早く改修されるようにまず要望をいたします。

次に、私は人勧による職員の賃金引き下げの予算案について、反対の討論を行いたいと思います。

今、小泉内閣は行政改革、三位一体の改革といって地方財政への攻撃を強めたり、財源の一部を地方に移すのと引きかえに国が行うべき福祉や教育のための国庫補助金負担金を縮小、廃止をして地方交付税を削減する、そのことで住民サービスの大幅な切り下げを進めようとしております。その中で、国民との矛盾がますます深まっているのが現状であります。小泉首相や自民党はもちろんです、民主党までもが今公務員は多過ぎる、公務員の賃金は高過ぎると、国民の暮らしや福祉、教育切り捨ての怒りの矛先を公務員の数と賃金に向けさせて、国民と公務員との対立をさせることによって乗り切ろうというのが国が進めている三位一体行政改革の中身の一つであります。今回の人事院勧告も、この流れの中で出されていると考えます。

公務員は多過ぎると小泉首相を初め国や県が盛んに言っておりますけれども、大洲では職員の皆さんが地方公務員法の基本に立って、住民の全体の奉仕者として住民に奉仕すると。そういう立場で1市3町村の合併で広がった地域に責任を持つ。福祉・医療・教育・防災などのサービスを継続をして提供をして、充実をさせ

ることが自治体本来の仕事でありますから、私は職員一人一人が仕事に自信と誇りを持って、地域住民の声や願いを生かしたまちづくりを進める、その役割を担っていく。そういう立場に立つならば現在657名の職員の数は決して多くないというふうに思うわけであります。

また、公務員の数は多過ぎるという声がありますが、決して多くはないと。また、公務員の賃金は民間と比べれば高いと言われます。低ければ低い方がよいという議論もありますけれども、先ほど助役が答弁されましたように、ラスパイレス指数は大洲市は県下自治体の中で12番目と、低い位置にあるわけでありす。

自治法の94条、先ほど助役が言われましたけれども、自治体独自の努力を行うならば、私は人事院勧告に従う必要はないというふうに考えるわけであります。公務員の賃下げ、これは民間労働者の賃下げに拍車をかけるということにつながると思います。私はこの悪循環を繰り返させてはならないというふうに考えています。地域の不況を深刻化させる、そして商店街や地場産業などの地域経済にも悪い影響を与えるわけであります。

以上の理由を述べまして、第115号議案から第130号議案の反対討論にかえるものであります。御清聴ありがとうございました。

○清水久二博議長 次に、中野寛之議員の発言を許します。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 無所属の中野寛之です。

第115号議案大洲市一般会計補正予算及び第127号議案から第129号議案の条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

まず、今回条例の一部改正、特に第130号議案職員の給与に関します条例の一部改正につい

て、一般職員に関しましては、12月から3月分全会計の予算で総額245万2,000円の減額となっております。この点に関しましては現在の大洲市の非常に厳しい財政状況を考えますと、やむを得ない、人事院勧告に基づきまして給料の引き下げというものはやむを得ない、私はこのように考えております。

また、公務員の給与の件に関しましてもこれを引き下げるべきでないという意見もございますが、私は引き下げないという意見があるのであれば財源を明確にしてから述べるべきである、私はこのように考えております。

私が非常に問題にしておりますのは、第127号議案から第129号議案の中身でございます。これによりますと先ほどの助役の御答弁にもございましたように、市長が5万4,165円、また議員も2万182円の期末手当の増額でございます。合計は78万2,329円と、大洲市の一般会計予算が253億円を考えますと、額としては微々たるものではございます。しかし、私は再三申し上げておりますように、大洲市が今後財政を立て直していく、財政の再建をやっていくためには、まず市長以下議員、我々がまず給料を下げる。そして血を流す、その上で職員の皆さんにもお願いして人件費の抑制を図っていく。これらを進めた上で市民の皆さんに対して大洲市の財政はこれだけ悪いんだと、どうか市民の皆さん、協力してほしい。このようにして財政の再建を進めていくしか方法はない、私はこのように考えております。

その点から考えますと、逆に職員は下がるのに対しまして、四役以下議員の手当が上がってしまうのでは、非常に説得力に乏しい、このように考えております。

また、先ほどの助役答弁の中でも県内の他市に合わせた引き上げであると、このような御意見がございました。しかし、現在愛媛県内の11市の中でも、我大洲市の財政状況は最悪の部類になっております。このような状況の中大洲

も他市に合わせていくというのであれば、やはりこれは説得力に乏しいと言わざるを得ません。

また、市民感情、さまざまなことに関しましても引き上げというものはやはり市民の皆さんの理解は得られない、私はこのように考えております。

以上をもちまして私の反対討論、以上をもって終わらせていただきます。御清聴まことにありがとうございます。

○清水久二博議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第115号議案平成17年度大洲市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第116号議案から第123号議案までの議案8件を一括して採決いたします。

これらの議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案8件は原案のとおり可決されました。

次に、第124号議案から第126号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、第127号議案から第130号議案までの議案4件を一括して採決いたします。

これらの議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案4件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

市長より閉会のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会に御提案申し上げました案件につきましては、原案のとおりいずれも適切な御議決を賜りましてまことにありがたく、心より厚く御礼申し上げます。

12月定例会の開催予定も間近に迫ってまいりました。議員各位におかれましては、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後とも御健勝にて御活躍されますことを御祈念申し上げまして、今臨時会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

~~~~~

○清水久二博議長 これをもちまして平成17年大洲市議会第7回臨時会を閉会いたします。

午前11時51分 閉 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員